

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

〈地震・津波〉

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる確率が70%～80%を超えていると言われている。また、H25年度に和歌山県から公表されている「南海トラフの巨大地震による津波浸水想定」によると当町では平均浸水深が2.9mと想定されており、浸水面積では280ha、割合にして町内の6%と想定されている。

〈洪水〉

当町は、日高川流域から離れており、日高川氾濫における大規模な水害の影響は直接的にはないものの、日高川の水位が上昇することにより、西川からの排水が困難になるため、西川の上流部である当町で被害が起きる可能性もある。

〈土砂災害〉

当町では、山間部が多くの面積を占めるため、土砂災害警戒区域・特別警戒区域として指定されている地域が非常に多い。

〈その他〉

一般に5月～10月に大雨の降る確率が高く、特に7～10月には日降水量400mm～500mm程度の大雨が降る可能性があり、冬季においても日降水量150mm程度の大雨が降ることがある。そのため、洪水や土砂災害への注意が必要である。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 254人
- ・小規模事業者数 234人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	46	45	町内に広く分散している
	製造業	21	20	町内に広く分散している
	卸小売業	65	57	町内に広く分散している
	飲食業・宿泊業	24	21	宿泊業は、ほぼ海岸地域である。
	サービス業	58	54	町内に広く分散している
	その他	40	37	町内に広く分散している

(3) これまでの取組

①当町の取組

- ・日高町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症対策備品の備蓄
- ・日高町新型インフルエンザ対策等行動計画の策定

②当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・和歌山県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・クラウドを活用したデータ管理の実施

2 課題

- ・現状では、自然災害等による緊急時の取組にかかる日高町と日高町商工会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・日高町商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
- ・地区内小規模事業者のBCPに対する関心が低い。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りが必要。
- ・感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症リスクを認識できるようにセミナーを開催する。
- ・事業継続力強化に関するチラシを地区内小規模事業者に配付し、災害リスクや感染症リスクへの事前対策の必要性を周知していく。
- ・地区内小規模事業者に対し継続的に地道な啓発活動を行い、事業継続力強化に対する関心・意識を高めていく。
- ・地区内小規模事業者の事業継続力の獲得と向上に向け、訓練や事業継続力強化計画の作成や見直しを支援していく。特に災害復興の際には建設業者に頼ることになるため、建設業の事業者支援を優先し、専門家派遣を活用することで、より計画実行性が高いBCPを作成できるように支援していく。
- ・当会と当町の担当者会議を開催するなど、発災時の連絡方法や連絡時期を確認し、当会と当町との間に発災時における連絡を円滑に行える体制を整備する。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・和歌山県火災共済協同組合等と共同で巡回指導を行い、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員を育成する。

4 その他

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（１）事前の対策

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように事前の対策を強化する。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・事業継続計画（令和3年3月26日作成）

③関係団体等との連携

- ・特定非営利活動法人事業継続推進機構や和歌山県が包括連携協定を結ぶ損保会社、和歌山県火災共済協同組合等に講師の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを広域地域エリアの商工会と共同して実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。
- ・連携している損保会社や火災共済等と共同して巡回指導を行い、保険・共済に対する助言を行うことができる商工会職員をOJTで育成する。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認し、最新のリスクに対し現行のBCPで十分であるかの検討を促す。
- ・BCPに対し計画→実行→確認→改善を行い継続的に見直しや改善を行っていく。
- ・BCPの計画を確認しながら机上訓練を行い、内容の確認や必要な知識を習得し、災害への意識を定着させる。
- ・実際に防災訓練を行う際には、発生日時や被害状況を設定し、より効果的な訓練を行う。

- ・日高町総務課・企画まちづくり課と日高町商工会とで、本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を設ける。
- ・連携体制担当者会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（大規模地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。

（２）発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後３時間以内に職員の安否報告を行う。
（ＳＮＳ等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第３２条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、日高町における感染症対策本部設定に基づき当会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（台風・豪雨における例）
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨や暴風等の状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、２日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	・地区内１０％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内１％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内０.１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

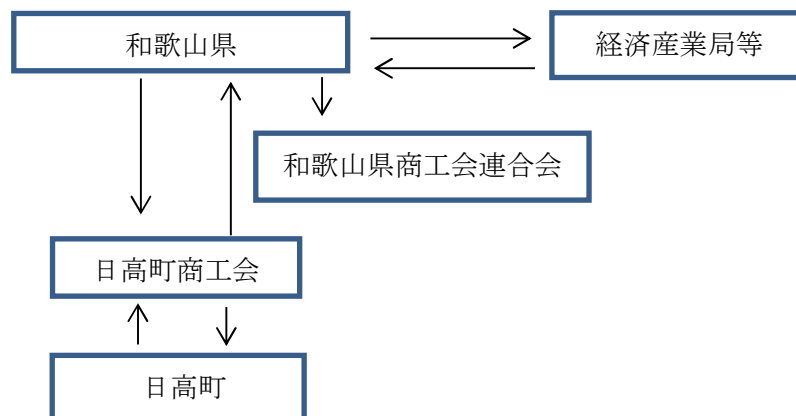
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	4日に1回共有する

- ・当町で取りまとめた「日高町新型インフルエンザ対策等行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や市町村地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当会より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を和歌山県の指定する方法にて当会又は当町から和歌山県へ報告する。



④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や和歌山県商工会連合会に相談する。

⑥その他

- ・本計画は、日高町商工会及び町のＨＰ及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

- 1 実施体制** (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



- 2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制**

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 荻木宣雄 (連絡先は下記3 (1) 参照)

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

- 3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先**

(1) 商工会／商工会議所

日高町商工会

〒649-1213 和歌山県日高郡日高町高家639-4

TEL : 0738-63-3611 / FAX : 0738-63-3419

E-mail : hidaka@w-shokokai.or.jp

(2) 関係市町村

日高町 総務課

〒649-1213 和歌山県日高郡日高町高家626

TEL : 0738-63-2051 / FAX : 0738-63-2923

E-mail : soumu@town.wakayama-hidaka.lg.jp

日高町 企画まちづくり課

〒649-1213 和歌山県日高郡日高町高家626

TEL : 0738-63-3806 / FAX : 0738-63-3854

E-mail : kikaku@town.wakayama-hidaka.lg.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・セミナー開催費	200	200	200	200	200
・パンフ、チラシ作製費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、和歌山県小規模事業経営支援事業費補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。